

後期高齢者医療制度の保険料が変わります

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。この保険料率は、北海道後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直すこととなっています。平成28・29年度の新しい保険料率は次のとおりです。

◆保険料率改定の内容

	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割(年額)	51,472円	49,809円【1,663円減額】
所得割	10.52%	10.51%【0.01ポイント減少】
賦課限度額	57万円	57万円【変更なし】

◆均等割の軽減対象範囲の拡大

低所得者層に対する負担を軽減するため、均等割の軽減判定基準が見直され、5割軽減と2割軽減の対象範囲が拡大されました。

・5割軽減の基準

33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数) ⇒ 33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)

・2割軽減の基準

33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数) ⇒ 33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)

●均等割の軽減

4段階の軽減があり、被保険者と世帯主(被保険者ではない場合も含む)の所得の合計額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割	4,980円
33万円	8.5割	7,471円
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割	24,904円
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割	39,847円

※ 65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を差し引いた額で判定します

◆所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定し、所得から33万円を差し引いた額が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は所得割がかからず、均等割が9割軽減されます。ただし、市町村国保や国民健康保険組合に加入されていた方は、該当になりません。

◆保険料の計算例

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (前年の所得 - 33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

●年間保険料額の例：夫婦2人世帯(世帯主は夫)で、ともに75歳以上で年金収入のみの場合

年金収入	夫	80万円	153万円	168万円	211万円	220万円	221万円	262万円	264万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円
28年度 保険料	夫	4,900円	7,400円	15,300円	55,300円	95,300円	96,300円	154,400円	156,500円
	妻	4,900円	7,400円	7,400円	24,900円	24,900円	24,900円	39,800円	39,800円
前年度 保険料	夫	5,100円	7,700円	15,600円	56,200円	96,200円	112,700円	155,800円	168,200円
	妻	5,100円	7,700円	7,700円	25,700円	25,700円	41,100円	41,100円	51,400円
28年度における 夫婦の軽減の該当		均等割9割	均等割8.5割	均等割8.5割 (夫)所得割5割	均等割5割 (夫)所得割5割	均等割5割	均等割5割 (前年度は2割)	均等割2割	均等割2割 (前年度は軽減なし)

※ 個人ごとの保険料は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書をご覧ください

■お問い合わせ 市民税係⑤4 2 1 2 1 または北海道後期高齢者医療広域連合 011-290-5601